

改正

平成17年12月6日規則第20号

平成19年3月26日規則第2号

福崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第16号。以下「条例」という。）の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 条例第2条に規定する指定管理者の公募は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 福崎町公告式条例（昭和61年福崎町条例第34号）第2条第2項に規定する掲示板への掲示
- (2) 福崎町の広報への掲載
- (3) 福崎町のホームページへの掲載

(申込資格)

第3条 条例第3条に規定する申込みができる者は、団体であって、次のいずれにも該当しない者とする。ただし、団体の法人格は問わない。

指定申請には、下記の事項に関する申立書（様式規則第1号）を提出するものとする。

- (1) 国税又は地方税及び公共料金を滞納している者
- (2) 法律行為を行う能力を有しない者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 地方自治法（以下「法」という。）施行令第167条の4第2項の規定により、本町における一般競争入札の参加を制限されている者
- (5) 法第244条の2第11項の規定による指定の取消しをうけてから3年を経過しない者
- (6) 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、公共的団体及び福崎町が出資している団体は除き、法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は法第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者（兼業の禁止）
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる指定暴力団及びその利益となる活動を行う者
- (8) 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき更生及び再生手続きしている者
- (9) その他町長等が必要と認める事項に該当する者

(協定)

第4条 条例第8条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理に係る業務の具体的な事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 本町が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他町長等が別に定める事項

(事業報告書)

第5条 条例第11条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 公の施設の利用状況
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他町長等が別に定める事項

(選定委員会等)

第6条 条例第4条の規定による指定管理者の候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、福崎町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

- 2 選定委員会は、町幹部職員をもって組織する。
- 3 選定委員会には委員長を置き、副町長をもって充てる。
- 4 委員長は必要があると認めるときは、委員会に、関係職員及び、専門的事項に関し知識あるいは経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 委員長は会務を総括する。
- 6 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 選定委員会の庶務は総務課で処理する。
- 8 その他選定委員会に関し必要な事項は、町長等が別に定める。

（選定結果の通知）

第7条 町長等は前条の選定委員会の審査結果を受けて、指定管理者の候補として選定した団体及び、条例第5条の規定により公募によらず選定した団体については、指定管理者審査結果（採用）通知書（様式規則第2号）により、候補者として選定しなかった団体については、指定管理者審査結果（不採用）通知書（様式規則第3号）により通知するものとする。

（指定管理者の告示）

第8条 条例第6条第2項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- （1） 指定した日
 - （2） 管理を行わせる公の施設の名称
 - （3） 指定を受けた団体の名称及び事務所の所在地
 - （4） 指定の期間
- 2 条例第10条第2項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。
- （1） 指定を取り消した日
 - （2） 指定を取り消した団体が管理を行っていた公の施設の名称
 - （3） 指定を取り消した団体の名称及び事務所の所在地

（補則）

第9条 この規則に定めるものの他必要な事項は、町長等が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月6日規則第20号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

附 則（平成19年3月26日規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様

申請者

法人・団体名

法人・団体住所

代表者氏名

㊦

〇〇〇指定管理者の申請に係る申込書類について、下記のとおり申し立てます。

記

- 団体又はその代表者は以下の事項のいずれにも該当しません。
- ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 地方自治法（以下『法』という。）施行令第167条の4第2項の規定により、本町における一般競争入札の参加を制限されている者
 - ④ 法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから3年を経過しない者
 - ⑤ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、公共的団体及び福崎町が出資している団体は除き、法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる指定暴力団及びその利益となる活動を行う者
 - ⑦ 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき更生又は再生手続きしている者
 - ⑧ 公共料金を滞納している者
 - ⑨ その他町長等が必要と認める事項に該当する者
- 国税又は地方税の納税義務がない。
(理由)

*該当する項目に△点を記入すること。

指定管理者審査結果（採用）通知書

年 月 日

申請者 法人・団体名
法人・団体住所
代表者氏名

（町 長 等）

年 月 日付けで申請のありました〇〇〇〇指定管理者申請書について、
審査の結果、下記の条件を付して指定管理者の候補に決定しましたので通知します。

記

- 1 仮協定書を締結すること。
- 2 この仮協定書は、福崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年福崎町条例第〇〇号）第6条の規定による指定管理者の指定、及びこれに関連する予算について、福崎町議会の可決をもって、これを本協定とみなすこと。
- 3 その他

指定管理者審査結果（不採用）通知書

年 月 日

申請者 法人・団体名
法人・団体住所
代表者氏名

（町 長 等）

年 月 日付けで申請のありました〇〇〇〇指定管理者申請書について、
審査の結果、不採用となりましたので通知します。